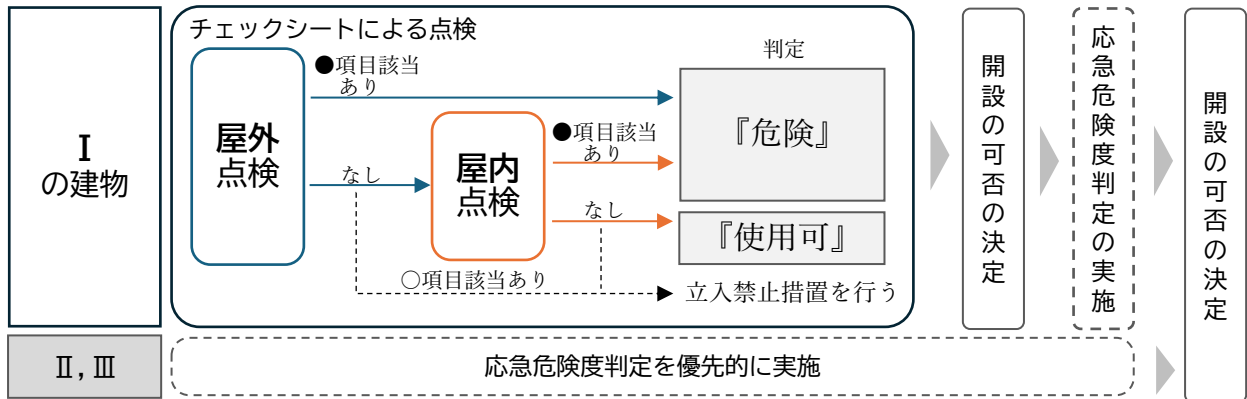


チェックを行う前に必ず読んでください。

- このチェックシートは、
 <耐震性能ランク I の建物の場合>
避難所等の早期開設にあたり、避難所等となる建物の安全性を確認するために活用します。
- <耐震性能ランク II、III 等の場合>
短時間かつ一時的な出入りにあたり、避難所等となる建物の安全性を確認するために活用します。
- 原則、避難所等の管理者となる市職員（地区支部員又は区本部応援職員）と建物の普段の様子
 が分かる施設管理者等の 2 人以上で、目視点検してください。
- 屋外点検⇒屋内点検の順で行い、『危険』又は『使用可』と判定します。
- 屋外点検で『危険』と判断した場合は、建物には入らないでください。屋内点検の実施は不
 要です。
- 『使用可』と判断した場合でも、落下物への注意が必要な箇所や損傷が大きい箇所は立入禁
 止措置を取ってください。
- 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してくだ
 さい。
- このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、後に行われる被災建
 築物応急危険度判定の結果を踏まえ、継続的な避難所等の開設の可否を決定してください。



〔参考〕※ 被災建築物応急危険度判定

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、応急危険度判定士が、二次災害発生を防止するため、施設の安全性について避難所等の建物の判定を行います。

〔参考〕※ 耐震性能ランク

ランク	東海地震に対する耐震性能	
I	I a	耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。
	I b	耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。
II	耐震性能がやや劣る建物。倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。	
III	耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	

施設管理者等における安全確認チェックシート②

〔参考〕※被害例

● 『危険』な事例

«屋外»点検項目 1	«屋外»点検項目 2	«屋外»点検項目 2
① 電柱が施設に傾いている	② 一部の階層がつぶれている	③ 一部の階層が傾いている
		
«屋外»点検項目 3		
④ 基礎と建物(上部構造)がずれている		
		

○ 『使用可』でも一部を立入禁止とする事例

«屋外»点検項目 4
⑤ 屋根の外装材等の落下の危険性がある

⑥ 看板や機器（室外機）が傾斜、又は落下の危険性

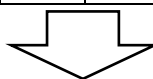

大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成 27 年 2 月_内閣府）より

令和 6 年度能登半島地震アーカイブより

施設管理者等における安全確認チェックシート③

≪ 屋外点検 ≫

点検項目		確認内容	該当		参考
1	隣接建物 周辺地盤	●隣接建物や鉄塔などが施設の方向に傾いている。 内閣府指針より	ある	ない	 [参考] 被害例①
		●周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。(約 20 cm以上の段差) 内閣府指針より	ある	ない	
2	建物 (傾斜・沈下)	●建物全体、又は一部が傾いている。 内閣府指針より	ある	ない	 [参考] 被害例②③
3	建物 (壁・基礎) ≪木造≫	●基礎が損傷している。 基礎と建物(上部構造)がずれている。	ある	ない	 [参考] 被害例④
		●窓枠が著しく変形、又は損傷している。	ある	ない	
		●壁がはがれ落ちている、又は破壊破損している。 内閣府指針より	ある	ない	
4	落下物	○屋根、外壁、窓ガラス、看板などの落下、転倒の危険性がある。 内閣府指針より	ある	ない	[参考] 被害例⑤⑥ 立入禁止措置を行う



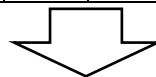
≪判定結果(屋外点検)≫

- 印の項目のうち、「ある」が1つ以上の場合 『危険』 ⇒ 屋外で待機
- 印の項目のうち、全て「ない」の場合 ⇒ ≪屋内点検≫の実施

施設管理者等における安全確認チェックシート④

≪ 屋内点検 ≫

点検項目		確認内容	該当		参考
1	床	●全体的に傾いている、又は陥没している。	ある	ない	
		○床材に損傷が見られる。	ある	ない	 <p>立入禁止措置を行う</p>
2	壁	●壁がはがれ落ちている、又は破壊破損している。	ある	ない	
3	天井	○天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 <small>内閣府指針より</small>	ある	ない	 <p>部屋の使用禁止</p>
4	窓枠 窓ガラス	○窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の可能性がある。 <small>内閣府指針より</small>	ある	ない	 <p>立入禁止措置を行う</p>
5	照明器具 吊り器具	○照明器具・吊り器具が部分的にずれている。 <small>文科省手引きより</small>	ある	ない	<p>立入禁止措置を行う</p>
6	ガス	●異臭、異音、煙が発生している	ある	ない	



≪ 判定結果（最終） ≫

<ul style="list-style-type: none"> ●印の項目のうち、「ある」が1つ以上の場合 ●印の項目のうち、全て「ない」の場合 	<p>『危険』 ⇒ 屋外で待機</p> <p>『使用可』</p>
---	----------------------------------